



最新判例演習室 民事訴訟法 民事訴訟法248条が適用された事例(大阪高判平成10.3.13)

八田, 卓也

(Citation)

法学セミナー, 46(1):110-110

(Issue Date)

2001-01

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004110>

※ この論文ファイルは印刷不可です。



事実の概要

漁業協同組合Xは、その役員であったY₁、Y₁₂に対し、損害賠償を請求する訴えを提起した。X組合により、準組合員たる訴外有限会社A、B（密接した資金関係にあった）に対し、貸付限度額（一会員あたり一億円）を超える貸付等の不正貸付が為され、貸付金が返済不能になったことにより損害が生じたが、その貸し付けが行われたことにつき、当時の役員Y₁、Y₁₂に責任があるというのである。

裁判所は、不正貸付の事実（一時は、残額合計九億九千万円）内利息金三億一千万円）まで膨れ上がったが、貯金との相殺や不動産による代物弁済、訴外Cらによる肩代わり等により（何れも元本に充当、A・B社に対する口頭弁論終結時の貸付金残額は五億三千万円）及びY₁を除く役員一一名の責任を認めたが、損害の認定に際し、損害が生じたことは認められるが、損害の性質上その額の立証が極めて困難であるとして、民法二四八条を適用した上、相当と認める損害額を、八〇〇〇万円とした。

民事訴訟法二四八条が適用された事例

九州大学助教授 八田卓也



【民事訴訟法】

争点 事例
民法二四八条の適用

裁判所の判断
Y₁らが不正貸付を行っていたにもかかわらず、程度の未回収金が生じていたかが問題となる。

適切な貸付がなされていなかったか、A社・B社の何れか、その場合、両社に対する債権回収が困難となるばかりか、両社と関係を持っていたXの組合員にも多大な影響を与えた可能性が高い。仮に倒産しないとしても、貸付限度額ぎりぎりの貸付がなされていた可能性が高く、その場合少なからず不良債権が発生していた（その場合Cらによる一部借金の肩代わりはなかった可能性が高い）。また利息についても、適用利率に鑑みると、少なからぬ未収利息が発生していたものと推認される。

さらにB社は営業を続けており、B社に対する債権全てが回収不能とまでは言えないほか、A・B社に対し新たに取得した担保からの弁済も全く考えられないわけではない。結局不正貸付が行われなかったとしても、原告に損害が生じたことは

明らかだが、直ちにその損害額を確定することが困難な状況にある。右掲諸事由に鑑み、民法二四八条を適用して、損害額を八〇〇〇万円とするのが相当である。

解説
類型別に見ると、民法二四八条を適用しないし、援用した判決としては、(1)不法行為が無かった場合の仮定的状態について

立証が困難としたもの（①東京高判平一〇・四・二二判時一六四六号七一頁、②東京地判平一〇・九・一八判タ一〇〇二二二二頁、③東京地判平一〇・一〇・一二判タ九八六号一四四頁。内③は損益相殺において本条の「趣旨」を援用する）、(2)損害を被った目的物の金銭換算に際し本条に依拠したもの（④広島地判平一一・二・二四判タ一〇二三二二二頁、⑤東京地判平一一・八・三十一判時一六八七号三九頁。内⑤は、本条の「趣旨」に照らし慰謝料算定に際する考慮要素とする。本条に論及しないが類似の扱いをした判例に⑥福岡地判平一一・九・二二判タ一〇二七号二四三三頁がある。なお、⑦大阪地判平一〇・七・三一判タ一〇一八号二二九頁、⑧春日井簡判平一一・一二・二七判タ一〇二九号二二三頁も参照）がある。

本判決は、(a)適正貸付が為されて

いた場合の損害額（元本・利息）の立証が困難であること、(b)債権の回収不能額が不確定であることを、本条適用の根拠として挙げる。(a)は(1)に属しよう。(b)は(3)将来の事象経過の不確実性の問題といえようか（この点、興味深い）。

しかし、本判決全体を眺めた場合、むしろ全体として妥当と思われる賠償額を八〇〇〇万とした上、その額に結論を絞り込むために本条を利用したとの感も否めない。

まず本判決は、Cらによる肩代わり（総額二億八千万円）について、それによりとにかくA・B社の借金がその分消滅する以上、Cの弁済能力は問題とならないとするが、説得力を欠くように思われる（特にCらは、B社の経営を引き継いだ者であり、鳥瞰すれば、A社の借金分が一部B社に移ったのと大差ない）。また、適正貸付が為された場合の未収利息、現実の回収不能額についても、もう少し蓋然性の高い判断ができたのではないか（回収不能額については、確定するまで損害は未発生との見方も不可能ではないように思われる）。

考慮事由を抽象的に列挙するだけで、本条の安易な適用が可能になるとしたら、そこには問題があるように思われる。

（はった・たくや）